

新型コロナウイルス関連情報（3州による移動制限対象州の追加と NJ 州ニューアーク市における 20 時以降の営業停止措置について）

【NY 州, NJ 州, CT 州による移動制限に関する勧告（対象州の追加）】

本 10 月 27 日, NY 州, NJ 州, CT 州による移動制限に関する勧告の対象州が更新されました。対象州より 3 州に移動される場合には御留意願います。

NY 州は, CT 州・NJ 州・PA 州に加え MA 州も対象州となる基準を超えたことを発表しましたが, クオモ NY 州知事は, これらの 4 州については, NY 州との往来が盛んであることから移動者への 14 日間の自主隔離を課さないものの, 可能な限り不要不急の移動を自粛するように要請していますので, 併せて御留意願います。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-travel-advisory-requiring-14-day-quarantine-0>

また, NJ 州では, PA 州, CT 州, DE 州を自主隔離の対象としない一方, MA 州を対象としています。

<https://covid19.nj.gov/faqs/announcements/all-announcements/updated-quarantine-advisory-issued-for-individuals-traveling-to-new-jersey-bringing-new-total-to-41-states-and-territories>

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20201027b.shtml>

1. 移動制限勧告の対象州の追加（10月27日時点。NY の場合）

- 対象州となる基準を満たしたが自主隔離を課さない州（不要不急の移動自粛を要請）

（4）：コネチカット, ニュージャージー, ペンシルベニア, マサチューセッツ各州

- 本日新規に追加された対象州（1）：カリフォルニア州

- 本日対象州から外れた州（0）：なし

- 現時点の対象州・対象地域（39 州と 2 地域）：アラバマ, アラスカ, アーカンソー, アリゾナ, コロラド, デラウェア, フロリダ, ジョージア, アイダホ, イリノイ, インディアナ, アイオワ, カンザス, ケンタッキー, ルイジアナ, メリーランド, ミシガン, ミネソタ, ミシシッピ, ミズーリ, モンタナ, ネブラスカ, ネバダ, ニューメキシコ, ノースカロライナ, ノースダコタ, オハイオ, オクラホマ, ロードアイランド, サウスカロライナ, サウスダコタ, テネシー, テキサス, ユタ, ヴァージニア, ウェストヴァージニア, ウィスコンシン, ワイオミング各州, グアム準州, プエルトリコ準州

※対象州は随時更新されるため, 最新情報については以下 7. の 3 州の関連サイトで確認をお願いします。

2. 自主隔離を実施する期間：対象州を離れた日から 14 日間

3. 自主隔離の対象者：対象州から NY 州・NJ 州・CT 州に移動する全ての者

※NY 州・NJ 州・CT 州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含まれます。

※NY 州・NJ 州・CT 州に移動するために対象州を一時的に通過する場合（但し、24 時間以内）は、本勧告の対象とはなりません。例：飛行機・バス・鉄道の乗り継ぎ、車・バス・鉄道の休憩施設での停車

4. 対象州となる基準：直近7日間の平均で、陽性者数が10万人当たり10人以上又は陽性率が10%以上の州

5. 罰金：違反者は罰金が科されることがあります。特に NY 州は、対象州から NY 州へ移動する者に連絡先等の情報を提供することを求めており、提供しない場合には2000ドルの罰金が科されることがありますのでご注意ください。

（※）提供する情報は以下のフォームでご確認になれます。なお、航空機で移動される場合は機内において様式が配布されることとなっています。

<https://forms.ny.gov/s3/Welcome-to-New-York-State-Traveler-Health-Form>

6. その他留意事項：対象州から3州への移動そのものを禁じるものではありません。

7. 各州のサイト

- ニューヨーク州：<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

- ニュージャージー州：<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/travel-and-transportation/which-states-are-on-the-travel-advisory-list-are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey>

- コネチカット州：<https://portal.ct.gov/Coronavirus/Travel>

【NJ州ニューアーク市における夜20時以降の必要不可欠でないビジネスの営業停止】

・昨10月26日、バラカ市長は感染者数が増加していることを受け、夜20時以降、必要不可欠でないビジネスの営業を停止することを求める命令を発出。本10月27日（火）から11月10日（火）まで適用され、11月10日以降については感染状況に応じ、詳細が決定される予定。本行政命令の概要は以下のとおりです。詳細は以下の市のサイトもご確認ください。

- スーパー、薬局、ガソリンスタンド等の生活に必要不可欠なビジネスは20時以降も営業可。必要不可欠でないビジネスの営業は20時まで。

- レストラン及びバーの屋内飲食は20時まで。屋外飲食は23時まで営業可。

<https://www.newarknj.gov/news/newark-taking-strong-measures-to-prevent-spread-of-second-wave-of-covid-19-starting-tuesday-october-27-many-businesses-will-face-8-p-m-closures-and-strict-sanitizing-measures>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
